

「消費税」「国保」「敬老パス」などの署名は、集金の際に預けていただくか事務所までお願いします

発行：2020年11月16(月) No. 402

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

今度の年末調整・確定申告は要注意！学んで備えよう！

今年の変更点がいっぱい！

2020年税制改正（年末調整・確定申告）学習会

11月7日税制改正（年末調整・確定申告学習会）を開きました。今回の税制改正は平成30年度にされたものですが、実施は2020年（令和2年）分からです。今年は、コロナ禍のため、例年行われる税務署の学習会もありません。第1回の学習会には、青色申告をしている個人の方3名が参加。レジメや資料を見ながら、チューターを務めた事務局の説明に真剣に耳を傾けていました。年末調整関係書類として新たに「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書（基・配・所）」ができたこと（昨年は「配」）、その内容についても学習しました。源泉徴収簿の計算欄には、所得金額調整控除を記入するところがありますが、確定申告の際には、間違えやすいので注意が必要です。「所得金額調整控除」には2つのパターンがあり、そのひとつは、「給与所得と年金所得の双方を有する人」に対するもの。2020年（令和2年）から基礎控除が10万円増えましたが、給与所得控除と公的年金控除で、控除額が合計20万円減額。そのため、公的年金と給与の両方をもらっている人は、調整措置として、給与所得控除後の給与所得の金額と公的年金に係る雑所得の金額の合計が10万円超の場合「所得金額調整控除」を受けられるようになりました。そのほか、昨年までの寡婦・寡夫控除が、「ひとり親・寡婦控除」に改正され、未婚のひとり親も対象となったことや、青色申告特別控除の改正についても、あらためて学習しました。参加者からは「難しいですね、間違えそう」との声もありましたが「みんなで質問しながら勉強すると、理解が深まりますね」と感想があがっていました。次回、11月19日（午後2時～）には、7人が参加予定ですが、11月26日午後7時からの学習会は、まだ余裕があります。



コロナ関連ならば倒産を選択する前にできること

帝国データバンクの集計によると、新型コロナウイルスの影響を受けた法人・個人の倒産は、「飲食店」「ホテル・旅館」を中心に10月末の段階で、全国で650件を優に超え、さらに増加しています。春先に実質無利子の融資などの公的支援を受け、なんとか事業を継続してきたところもその効果が薄まっており、今後は、中小零細企業の倒産が増えることが懸念されています。しかし新型コロナウイルスの影響での失業や、収入・売上が減少したことなどによって、債務の返済が困難になった個人および個人事業主の方の場合には、「コロナ版ローン減免制度」が使える可能性があります。正式には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス特則といいますが、この制度では、財産の一部を手元に残したうえで、信用情報登録機関に登録されずに債務の減免が求められ、弁護士、不動産鑑定士など専門家の支援が無償で受けられます。減免の対象となるのは、令和2年2月1日以前に負担していた債務（ここには、事業性ローン、住宅ローン、その他のローンが幅広く含まれます）と、先月30日までに新型コロナ対応のために負担した債務です。破産や事業停止を選択する前に、弁護士にご相談ください。（寄稿）弁護士 山内益恵

困っている業者に早く給付を！

名古屋北部民商でも、持続化給付金・家賃支援給付金の申請が続いています。持続化給付金については、不備が無ければ早い人で1週間または10日ほどで入金がありました。しかし、9月以降、特に10月に入ってから申請では、不備メールが来るまで1か月以上経過することも。期限後申告の場合、新たに追加書類を求められるようになりました。給付金詐欺や、不正な申請を防ぐためなのかもしれませんが、真に困った業者にしわよせがいかないようにしてほしいものです。